

# 記者発表資料



令和4年2月10日(木)

## 発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
  - 当日の取材依頼
  - 開催日時等の周知依頼
  - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ( )

発表事項	令和4年度国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金(納付金)を徴収するとともに、保険給付費(医療費から本人負担を除いた額)等の支払に必要な額を保険給付費等交付金として市町村へ交付しています。</p> <p>○ 今般、県が算定した令和4年度の納付金等(案)について、以下のとおり公表します(確定は県の令和4年度当初予算成立後)。</p> <p><b>1 主な算定結果</b></p> <p>(1) 納付金額【県全体】 約478億円(R3年度:約480億円, ▲約2億円)</p> <p>(2) 1人当たり保険税必要額(年額)【県内平均】 102,696円(R3年度:101,315円, +1,381円)</p> <p>(3) 保険給付費(医療費から自己負担額を除いた額)【県全体】 約1,508億円(R3年度:約1,528億円, ▲約20億円)</p> <p><b>2 主な増減要因</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度は、団塊の世代(昭和22年~24年出生)のうち、昭和22年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度に移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減(令和3年度比▲約20億円)等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は令和3年度比▲約2億円の約478億円となった。</li><li>・ 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和3年度比+1,381円の102,696円となった。</li></ul> <p><b>3 市町村の対応</b> 県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和4年度予算編成等を行う。</p>	
日時		
場所		
資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度国保事業費納付金等(案)のポイント①, ②</li><li>・ 国保財政の仕組みについて</li></ul>	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載 ( 月 日掲載予定) 【ホーム>健康・福祉>健康・医療>国民健康保険>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について】	
取材案内		
問合せ先(担当課)	担当課	くらし保健福祉部国民健康保険課
	取材対応者	課長 鮫島 正平 (099-286-2673) 内線2673
	問合せ窓口	国保財政係長 大吉 忠信 (099-286-2583) 内線2583

## 令和4年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント①

### 1 主な算定結果

- (1) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 約 **478億円**（R3年度：約480億円，▲約2億円）
- (2) 1人当たり保険税必要額（年額）【県内平均】 **102,696円**（R3年度：101,315円，+1,381円）
- (3) 保険給付費（医療費から自己負担額を除いた額）【県全体】 約 **1,508億円**（R3年度：約1,528億円，▲約20億円）

### 2 主な増減要因

- ・ 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～24年出生）のうち、昭和22年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度に移行する年度であり、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減（令和3年度比▲約20億円）等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は令和3年度比▲約2億円の約478億円となった。
- ・ 1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により、令和3年度比+1,381円の102,696円となった。

### 3 市町村の対応

県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和4年度予算編成等を行う。

### 《算定方法の概要》

- (1) 県が県全体の保険給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて、各市町村の納付金額及び標準保険料率を算出。
- (2) 1人当たり保険税必要額は、各市町村が県に納める納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税額を一人当たり換算したもの。

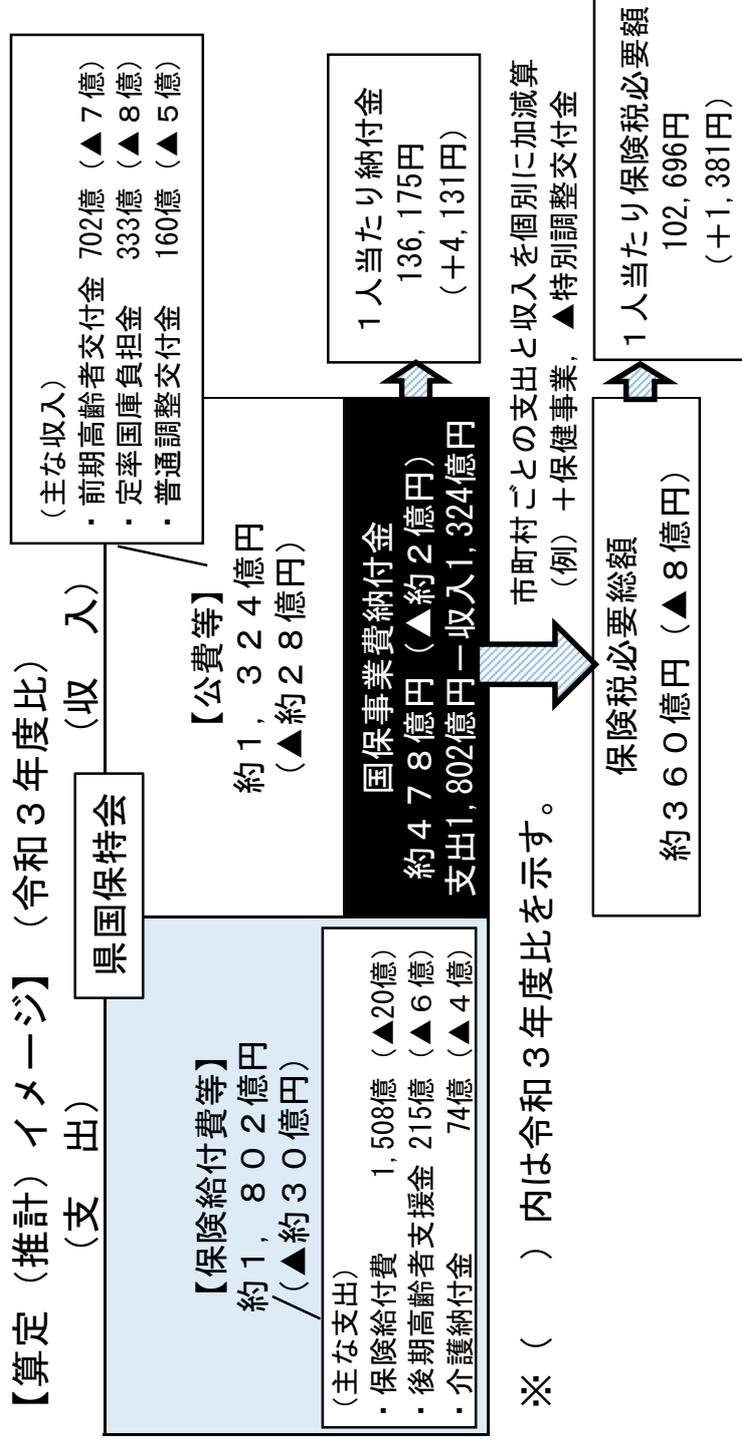
**注** 以下に示す1人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

【参考】1人当たり保険税必要額（年額）【市町村別】

市町村名	R3	R4	差額 (R4-R3)	R3→R4伸び率	市町村名	R3	R4	差額 (R4-R3)	R3→R4伸び率
鹿兒島市	107,111円	110,247円	+ 3,136円	+ 2.93%	長島町	92,836円	76,827円	▲ 16,009円	▲ 17.24%
鹿屋市	93,196円	93,550円	+ 354円	+ 0.38%	湧水町	101,972円	101,472円	▲ 500円	▲ 0.49%
枕崎市	117,686円	118,154円	+ 468円	+ 0.40%	崎良町	100,698円	100,203円	▲ 495円	▲ 0.49%
阿久根市	101,506円	99,884円	▲ 1,622円	▲ 1.60%	東串良町	127,527円	121,595円	▲ 5,932円	▲ 4.65%
出水市	86,649円	89,361円	+ 2,712円	+ 3.13%	錦江町	111,537円	99,778円	▲ 11,759円	▲ 10.54%
指宿市	108,480円	112,323円	+ 3,843円	+ 3.54%	南大隅町	106,655円	109,748円	+ 3,093円	+ 2.90%
西之表市	88,571円	91,685円	+ 3,114円	+ 3.52%	肝付町	96,834円	95,217円	▲ 1,617円	▲ 1.67%
垂水市	88,037円	95,124円	+ 7,087円	+ 8.05%	中種子町	103,614円	103,067円	▲ 547円	▲ 0.53%
薩摩川内市	98,122円	102,846円	+ 4,724円	+ 4.81%	南種子町	104,222円	106,634円	+ 2,412円	+ 2.31%
日置市	105,201円	105,645円	+ 444円	+ 0.42%	屋久島町	77,637円	79,603円	+ 1,966円	+ 2.53%
曾於市	114,755円	114,246円	▲ 509円	▲ 0.44%	大字村	93,875円	83,896円	▲ 9,979円	▲ 10.63%
霧島市	95,918円	98,292円	+ 2,374円	+ 2.48%	和検村	67,684円	66,717円	▲ 967円	▲ 1.43%
いちき串木野市	104,716円	104,537円	- 179円	- 0.17%	瀬戸内町	73,985円	75,248円	+ 1,263円	+ 1.71%
南さつま市	107,573円	109,679円	+ 2,106円	+ 1.96%	龍郷町	103,991円	100,613円	▲ 3,378円	▲ 3.25%
志布志市	99,384円	101,158円	+ 1,774円	+ 1.78%	喜界町	77,999円	74,266円	▲ 3,733円	▲ 4.79%
奄美市	80,276円	81,115円	+ 839円	+ 1.05%	徳之島町	69,971円	65,095円	▲ 4,876円	▲ 6.97%
南九州市	128,073円	123,168円	▲ 4,905円	▲ 3.83%	城島町	67,129円	64,180円	▲ 2,949円	▲ 4.39%
伊佐市	102,096円	99,623円	▲ 2,473円	▲ 2.42%	天伊良町	59,813円	51,506円	▲ 8,307円	▲ 13.89%
始良市	102,203円	105,116円	+ 2,913円	+ 2.85%	和泊町	92,997円	89,802円	▲ 3,195円	▲ 3.44%
三島村	148,368円	137,778円	▲ 10,590円	▲ 7.14%	知名町	84,439円	77,893円	▲ 6,546円	▲ 7.75%
十島村	90,955円	89,141円	▲ 1,814円	▲ 1.99%	与論町	92,116円	84,823円	▲ 7,293円	▲ 7.92%
さつま町	112,018円	117,459円	+ 5,441円	+ 4.86%	県計	101,315円	102,696円	+ 1,381円	+ 1.36%

## 令和4年度国保事業費納付金等に係る算定結果のポイント②

- 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～昭和24年出生）のうち昭和22年生まれ（74歳）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は、令和3年度比約2億円減の約78億円、保険税必要総額は、令和3年度比約8億円減の約360億円となった。
- 被保険者1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により令和3年度比、381円増の102,696円となった。



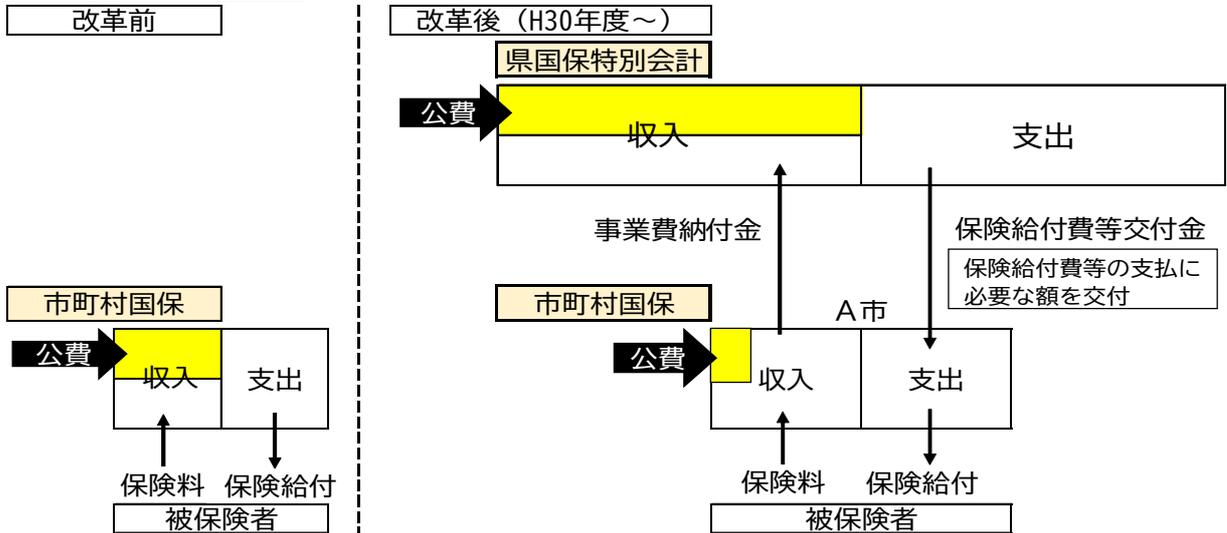
注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

# 国保財政の仕組みについて

## 1 国保の制度改革について

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとされた。

## 2 制度改革のポイント



- 県は、保険給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの納付金額（※）及び「標準保険料率」を算定（※市町村ごとの医療費・所得水準を考慮）
- 市町村は、県が示す「標準保険料率」を参考にそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。
- 県は、納付金や公費等を財源として、市町村に対し、保険給付費（医療費から本人負担分を除いた額）等の支払に必要な額を「保険給付費等交付金」として交付

### 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み

